

築上町障がい者活躍推進計画

機関名	築上町、築上町教育委員会
任命権者	築上町長、築上町教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
築上町における障がい者雇用に関する課題	<p>築上町では、令和5年度から法定雇用率を達成するために必要な職員数を満たしていない。そのため、令和7年度に採用活動を強化し、令和8年度には法定雇用率を達成する予定である。</p> <p>今後も障がい者である職員が活躍するために、更なる体制整備や各種取組が必要であり、障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活を継続できるよう環境づくりを推進する必要がある。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率（※）】 各年6月1日時点における障がい者の雇用率について、法定雇用率を達成するよう計画的に採用を行う。 （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理を行う。 ※毎年任免状況通報時に算定する障がい者雇用率 （①障がいのある職員数／②算定基礎となる職員数×100）</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないようにする。 令和6年度の退職者0人 （評価方法）毎年任免状況通報時に、人事記録等を元に、特に前年採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。</p>
③ 満足度に関する目標	<p>【満足度の全体評価（※）】 前回時と同等あるいは上回る。 令和6年度 100%（満足50%、やや満足50%） （評価方法）在籍している障害者（新規採用を除く）に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理を行う。 ※アンケート調査の回答項目「現在の職場で働いていることへの全体評価」における「満足」又は「やや満足」の割合</p>

取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員として人事秘書係長を選任する。</p> <p>○令和7年12月までに、組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備するとともに、障害者である職員が利用している支援機関などがあれば組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、職員本人を含めた関係者間で共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
(2)人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む）全員について、福岡労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○障害者が配属されている所属の職員を中心に、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は福岡労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る）。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○新規採用又は部署異動時など定期的に所属長と面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているのか検討を行う。</p>	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>○勤務しやすい基礎的な環境整備（スロープ、エレベーター、多目的トイレ、専用駐車場等）を図る。</p> <p>○就労支援機器の導入、作業マニュアルの作成など、障がいのある職員からの要望を踏まえ、職場において過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>

<p>(2) 募集・採用</p>	<p>○特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を積極的に行う。</p> <p>○軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選考を工夫し、障がい者の採用に努める。</p> <p>○採用選考にあたり、障がい特性への配慮を行う。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>(3) 働き方</p> <p>(4) キャリア形成</p> <p>(5) その他人事管理</p>	<p>○各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進する。</p> <p>○障がいのある職員の希望等を踏まえ、基礎・実務研修等の受講を通じて、能力の向上や専門知識の習得を図る。</p> <p>○日々の職務状況を観察するとともに、必要に応じて面談を実施し、勤務状況の把握や体調への配慮を行う。</p>
<p>4. その他</p>	
<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○毎年度、障害者就労施設等を対象とした調達を実施し、築上町障害者就労施設等優先調達方針に掲げる優先調達の目標額の達成に向けて、これまでの実績に限られることなく、その内容や調達先施設等を随時検討する。</p>	